

○松本市多文化共生推進協議会設置要綱

平成23年10月12日

告示第464号

改正 平成24年7月9日告示第399号

平成26年7月11日告示第298号

令和3年3月31日告示第164号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市多文化共生推進プラン（以下「推進プラン」という。）の進行管理及び多文化共生に関する調査、研究等を行うため、松本市多文化共生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 推進プランの進行管理に関する事項
- (2) 多文化共生に関する調査、研究及び施策の提言に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 外国人を採用している市内に所在する企業の関係者
- (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民であって本市に住所を有する者
- (5) 公募者（本市に住所を有する者に限る。）
- (6) 行政機関の関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、住民自治局人権共生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年10月12日から施行する。

(松本市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 松本市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱(平成22年告示第144号)は、廃止する。

附 則(平成24年7月9日告示第399号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年7月11日告示第298号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年7月11日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

- 2 この告示による改正後の松本市多文化共生推進協議会設置要綱の規定により、平成26年度中に新たに委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月27日までとする。

附 則(令和3年3月31日告示第164号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。